

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	芝山町

芝山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 芝山町産業振興課農政係
所 在 地 千葉県山武郡芝山町小池 9 9 2
電 話 番 号 0 4 7 9 - 7 7 - 3 9 1 7
F A X 番 号 0 4 7 9 - 7 7 - 3 9 5 7
メールアドレス nousei@town.shibayama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン・アライグマ・タヌキ・イノシシ・キョン・カラス類・ドバト・キジ・ムクドリ・ヒヨドリ・カルガモ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	芝山町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(5年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
ハクビシン	野菜・果樹	555 千円	3.15ha
アライグマ	野菜・果樹・豆類	300 千円	2.88ha
タヌキ	野菜	290 千円	1.9ha
イノシシ			
キョン			
カラス類	野菜・果樹	485 千円	2.56ha
ドバト			
キジ			
ムクドリ			
ヒヨドリ			
カルガモ			

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

・ハクビシン 夏季を中心として、スイカやぶどうをはじめとした多くの作物が被害を受けている。被害区域は町内全域で、露地・施設を問わず被害を受けている。 ・アライグマ 夏季から秋季にかけて、スイカやぶどう、落花生等の作物を中心に被害が発生している。
--

・タヌキ
報告は少ないものの、露地栽培を中心とした農作物が被害を受けている。
・イノシシ
被害は平成２９年度から発生している。令和５年度の被害は少なかった。しかし、令和６年度は主に水稻を中心とする被害が多くなっている。
・カラス類
夏季を中心として、スイカをはじめとした露地作物が被害を受けている。被害区域は町内全域。
・ドバト・キジ・ムクドリ・ヒヨドリ・カルガモ
現時点においては、農作物等の被害は少数だが、近隣市町村での目撃情報、捕獲状況などが確認されており、今後の被害が予想される。

- (注) １ 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- ２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（５年度）	目標値（９年度）
ハクビシン	５５５千円 ３．１５ha	５１０千円 ２．９０ha
アライグマ	３００千円 ２．８８ha	２７３千円 ２．６３ha
タヌキ	２９０千円 １．９０ha	２５１千円 １．６５ha
イノシシ	—	—
キョン	—	—
カラス類	４８５千円 ２．５６ha	４３７千円 ２．３１ha
ドバト	—	—
キジ	—	—
ムクドリ	—	—
ヒヨドリ	—	—
カルガモ	—	—
合計	１６３０千円 １０．４９ha	１４７１千円 ９．４９ha

- (注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- ２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	山武北部猟友会との委託契約により、銃器及び箱わなによる捕獲を実施している。	従事者の高齢化が進んでいるため、担い手の育成確保が課題となっている。

	〔捕獲機材の整備状況〕 （直近３年間） 令和３年度 購入なし 令和４年度 小型獣用箱わな ２基 令和５年度 小型獣用箱わな １基	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	農家個人での電気柵設置に対しては補助事業を実施している。 （管理は個人） （補助金事業の交付件数） 令和４年度 補助件数 ５件 令和５年度 〃 １０件	イノシシの被害報告が上がってきており、近隣の市町村での被害も増加している。被害状況に応じて、対策を検討する。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組		

- （注） １ 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- ２ 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- ３ 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- ４ 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

町内関係機関により構成された、芝山町有害鳥獣被害防止対策協議会と共に被害防止、個体数の削減に取り組む。

また、町内関係機関、町民から被害情報の収集を行い、よりの確な捕獲を実施する。

被害軽減、防除意識向上のため農業者や住民への情報周知を行うと共に、狩猟免許の取得を推進する。

電気柵設置事業補助金を実施しているので、農業者への周知を行い、事業の利用促進を図る。

- （注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

芝山町有害鳥獣被害防止対策協議会及び山武北部猟友会により、地域に即した捕獲を実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ キョン カラス類 ドバト キジ ムクドリ ヒヨドリ カルガモ	カラス類の鳥類については、第一種狩猟免許の所持者に対し被害情報を提供し、捕獲の強化を図る。ハクビシン等の小型獣については、現在の体制に加え、農業者に対するわな貸出や狩猟免許の取得を推進する。 イノシシ・キョンについては定着防止のため情報取集体制の強化を図る。 イノシシによる被害が増加している。被害発生地域では、地域住民の意識が重要であるので、町民へ啓発活動を行う。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績、町内関係機関や農業者からの情報をもとに被害状況を把握し、現在被害が多い地域や、今後被害が予想される地域を中心に捕獲を強化する。令和7年度実施予定の生息域調査により、得た情報をもとに、捕獲強化につなげる。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ハクビシン	40頭	45頭	50頭
アライグマ	45頭	50頭	55頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭
キョン	3頭	3頭	3頭
カラス類	70羽	70羽	70羽
ドバト	15羽	15羽	15羽
キジ	55羽	60羽	65羽
ムクドリ	20羽	20羽	20羽
ヒヨドリ	20羽	20羽	20羽
カルガモ	30羽	40羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・鳥類 5月から9月にかけて、町内全域で捕獲事業者による銃器での捕獲を実施する。 ・獣類 住民からの通報等を基に、通年かつ町内全域で町捕獲従事者による箱わな及びくくりわなでの捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委託について検討する。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	被害の発生状況を基に随時検討する。	被害の発生状況を基に随時検討する。	被害の発生状況を基に随時検討する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	被害の発生状況を基に随時検討する。	被害の発生状況を基に随時検討する。	被害の発生状況を基に随時検討する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ キョン カラス類 ドバト キジ ムクドリ ヒヨドリ カルガモ	有害鳥獣による被害軽減のため、町内の耕作放棄地の解消を図る。 被害が集中する時期に防災無線による注意の呼びかけを行い、町民の防除意識を高める。 町民の被害状況に即したセミナー等を開催し、被害防止の意識を高める。 野生鳥獣のエサとなる農作物等残さん適正処理、林縁部の緩衝帯整備及び耕作放棄地の草刈りなどの生息環境管理の取組を推進する。 鳥獣に関する生息域調査を行い、生息状況を把握し被害防止につなげる。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

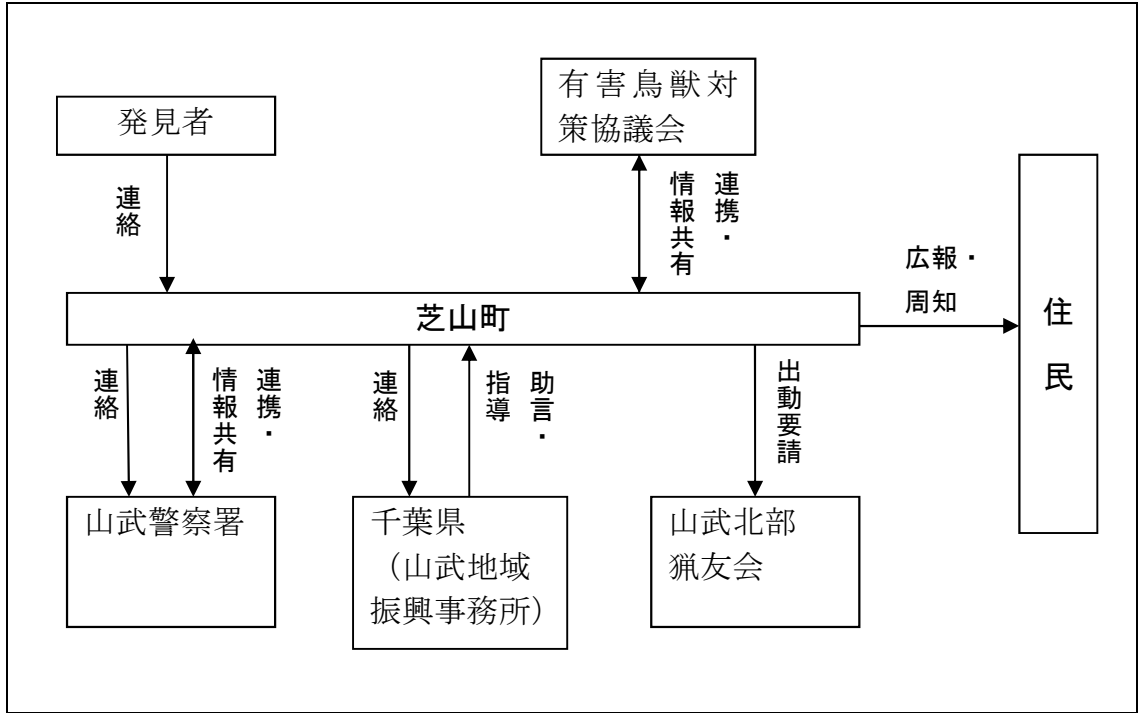
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
芝山町 産業振興課農政係	防災行政無線等により住民へ周知するとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る。
千葉県山武地域振興事務所 地域環境保全課	捕獲に係る指導・助言、その他必要に応じ、町と連携した対応を図る。
山武北部猟友会 芝山町有害鳥獣駆除隊	捕獲・追払い作業、その他必要に応じ、町と連携した対応を図る。
山武警察署	現場封鎖・交通規制等の安全確保、その他必要に応じ、町と連携した対応を図る。
芝山町 有害鳥獣被害防止対策協議会	捕獲に係る指導・助言、情報収集、その他必要に応じ、町と連携した対応を図る。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合

は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の処理については原則として埋却又は山武郡市環境衛生組合での焼却とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—
--------------------------------------	---

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	芝山町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
芝山町	施策の立案、協議会事務局 国、県等関係機関との連絡調整
山武北部猟友会	鳥獣捕獲に関すること 鳥獣の目撃情報の収集
山武郡市農業協同組合	農家、地域からの意見のとりまとめ 農家及び地域への知識・技術の普及
丸朝園芸農業協同組合	農家、地域からの意見のとりまとめ 鳥獣の目撃情報の収集
千葉県山武農業事務所	農家、地域からの意見のとりまとめ 被害防止の普及指導
千葉県農業共済組合 わかしお支所 山武センター	鳥獣の目撃情報の収集

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害情報の提供
山武地域振興事務所	捕獲許可及び捕獲指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物等の被害状況に応じて、鳥獣被害実施隊の設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・近隣の市町村や県などと意見交換を行い、連携を図っていく。
- ・被害の状況を把握するため、町内農協などと連携を密にしていく。
- ・町民の被害防止に関する意識を向上させる。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。